

保険業法施行規則別紙様式第七号等の規定に基づき金融庁長官が定める様式及び指定する基準

(金融庁長官が定める様式)

第一条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。以下この条及び次条において「規則」という。）別紙様式第七号第13の3（記載上の注意）2又は別紙様式第七号の二第13の3（記載上の注意）2に規定する金融庁長官が定める様式は、次の各号に掲げる保険会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 規則別紙様式第七号又は別紙様式第七号の二を提出する保険会社（次号の保険会社を除く。）  
保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件（令和 年金融庁告示第 号。以下この条において「開示告示」という。）別紙様式第四号により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記
  - 二 規則別紙様式第七号又は別紙様式第七号の二を提出する保険会社であって、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和 年金融庁告示第 号。以下この条において「ソルベンシー・マージン比率告示」という。）第百七十三条に規定する子会社株式に係る特例手法を適用する保険会社 開示告示別紙様式第四号の二により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記
- 2 規則別紙様式第七号の三第3の3（記載上の注意）2に規定する金融庁長官が定める様式は、次の各号に掲げる保険会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 規則別紙様式第七号の三を提出する保険会社（次号及び第三号の保険会社を除く。） 開示告示別紙様式第四号の三により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記
  - 二 規則別紙様式第七号の三を提出する保険会社であって、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十六条の規定を適用する保険会社 開示告示別紙様式第四号の二により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記
  - 三 規則別紙様式第七号の三を提出する保険会社であって、控除合算手法（ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第一項に規定する控除合算手法をいう。以下同じ。）を適用する保険会社 次のイ及びロに掲げるもの
    - イ 控除合算手法を適用しないで開示告示別紙様式第四号の三により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

ロ 控除合算手法を適用して開示告示別紙様式第四号の四により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

3 規則別紙様式第十五号第3の3（記載上の注意）2に規定する金融庁長官が定める様式は、次の各号に掲げる保険持株会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 規則別紙様式第十五号を提出する保険持株会社（次号の保険持株会社を除く。） 開示告示別紙様式第四号の三により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記とする。

二 規則別紙様式第十五号を提出する保険持株会社であって、控除合算手法を適用する保険持株会社 次のイ及びロに掲げるもの

イ 控除合算手法を適用しないで開示告示別紙様式第四号の三により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

ロ 控除合算手法を適用して開示告示別紙様式第四号の四により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

附 則

（控除合算手法に係る経過措置）

第一条 控除合算手法を適用する保険会社であってソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条又は第十三条第三項を適用している場合について、令和八年三月三十一日を末日とする事業年度における規則別紙様式第七号の三第3の3（記載上の注意）2に規定する金融庁長官が定める様式は、第一条第二項第三号の規定にかかわらず、控除合算手法を適用して開示告示別紙様式第四号の四により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記とする。

第二条 控除合算手法を適用する保険持株会社であってソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条又は第十三条第三項を適用している場合について、令和八年三月三十一日を末日とする事業年度における規則別紙様式第十五号第3の3（記載上の注意）2に規定する金融庁長官が定める様式は、第一条第三項第二号の規定にかかわらず、控除合算手法を適用して開示告示別紙様式第四号の四により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記とする。